

企業立地奨励金交付までのフロー

事業者

守山市

事前相談

事前確認・ヒアリング

指定の申請
(条例第5条)

受付・確認

【様式第1号・第2号】
建築確認を受けた日から180日以内に申請すること

企業立地審査会
(条例第6条第2項)

着工

指定の通知
(条例第6条第4項)

建設、整備等の期間

【様式第3号(第4号)】

事業開始日から5年以内に事業を廃止または6カ月以上休止する場合等は指定を取り消すことがある

事業開始届
(条例第8条)

実地調査
(設備要件の確認)

【様式第5号】
事業開始後、遅滞なく届けること

1年間の
操業

奨励措置適用申請
(条例第9条)

実地調査
(雇用要件の確認)

【様式第9号】
事業を開始した月の1年後から60日以内に申請すること

奨励措置適用決定
(規則第12条)

【様式第10号】

5回に分割して交付する

支払請求
(規則第13条)

第1回～第5回
各年度末(3月)に請求

奨励金交付
(条例第10条・第11条)

第1回～第5回
請求後、速やかに交付

【様式第11号】

事業報告(条例第13条)

事業開始後6年間、各事業者の決算日から90日以内に提出すること